

## 【ロケ撮影の際の遵守事項】

- ① 市との交渉に携わる担当者を選任し、連絡先を明確にしてください。
- ② 撮影時の進行及び施設の使用方法などについて、事前に市に説明を行うとともに十分な協議をしてください。その際、市から出された指示・条件については厳守してください。
- ③ ロケ撮影に係わる「使用許可申請書」や「公園内行為許可申請書」などの書類は、原則として撮影の2週間前までに提出してください。
- ④ 申請があった内容以外での施設使用や、申請者以外の制作会社・団体の使用は禁止しています。
- ⑤ 道路上での撮影は、所轄の警察署（福生警察署）の許可が必要です。また、歩行者や車両は迂回路へ誘導し、交通整理要員を配置して安全対策を行ってください。
- ⑥ 悪天候などやむを得ない事情以外には、撮影スケジュールはできるだけ変更しないようお願いします。変更が生じた場合は、速やかに担当者と協議してください。また、撮影をキャンセルする場合は、必ず担当者へ連絡してください。
- ⑦ 早朝・夜間（午前8時30分～午後5時15分以外の時間帯）の撮影や、大音量・夜間の照明を伴う撮影などは、制作会社が責任を持って事前に周辺市民への説明と協力依頼を行ってください。
- ⑧ 撮影中の事故又はトラブルが発生した場合には、被害者の救護や被害の拡大防止など、必要な措置を講じるとともに、警察や消防、施設管理者に直ちに報告してください。
- ⑨ 撮影中のやむを得ない事故に備え、できる限り保険に加入してください。また、万一、人や動植物に危害を加えたり、建物や備品などを破損したりした場合は、速やかに市に報告し、その指示のもと責任を持って賠償をしてください。

（裏面に続く）

- ⑩ 撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し、原状復帰してください。後片付けを怠った場合は、次回以降協力できないことがあります。
- ⑪ 一般来場者や通行人の肖像権を侵害しないよう、十分に配慮してください。
- ⑫ 撮影協力として、撮影成果物のクレジットに、市の指定する表示を入れてください。
- ⑬ その他、特別な対策を必要とする場合には、関係者と十分な調整を行ってください。
- ⑭ これらの遵守事項が守られない場合は、撮影の途中であっても撮影協力を取りやめる場合がありますので、十分注意してください。

#### 【免責事項】

- 1 市は、撮影に関する相談や情報提供、施設使用の調整などの協力内容に関わる責任については、一切負わないものとします。
- 2 市が使用許可を取り消した場合について、それにより申請者に生じた損失は補償しないものとします。

#### 【個人情報等の取扱いについて】

- 1 市は、撮影支援を目的として、撮影協力依頼書に記載した情報等（以下「個人情報等」）を収集、保有、利用します。
- 2 申請者は、撮影協力依頼書の提出をもって、市が個人情報を保有、利用することに同意したものとします。なお市は、前記の目的及びそれを達成するために必要な範囲以外で個人情報等を利用することは一切ありません